

## 伊東市職員の懲戒処分について

この度、市職員の懲戒処分を行ったので、次のとおり公表します。

本事案発生につき、市民の皆様にお詫び申し上げますとともに、今後、このような非違行為が発生しないよう、綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底してまいります。

### 記

#### 1 処分内容及び被処分者等（いずれも処分は令和8年2月27日付け）

事案	概要	処分理由	対象者	処分内容
(1)	①虚偽の申告をして深夜に庁舎内へ侵入し、飲酒及び庁舎設備（カーペット等）を汚損した。 ②自ら運転する自家用車で自損事故を起こしているながら、警察等関係機関への報告を怠っていたことが後日発覚した。	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため。  【左記①と②を一括して処分】	建設部 技術職 20代	減給（1/10、3か月）
(2)	業務上の不注意によって、保存文書庫内に保管していた公文書（1フォルダー）の紛失に関係した。	地方公務員法第32条（法令等及び職務上の命令に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため。	総務部 主事職 20代	戒告
	公文書の取扱いにおいて保存文書に不存在が生じる状況だったにも関わらず、文書事務の総括者として行うべき対策を怠った。	地方公務員法第32条（法令等及び職務上の命令に従う義務）に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するため。  【上記職員の上司に対する処分】	総務部 課長職 50代	戒告
(3)	職員個人の私的な目的のために業務用コピー機を使用し、約1500枚分のコピー代金の費用負担を免れるとともに、勤務時間中に資格取得のための勉強を行っていたことが発覚した。	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務専念義務）に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため。	上下水道部 課長補佐職 40代	戒告

#### 2 処分対象者に係る管理監督責任について

上記処分に伴い、次のとおり管理監督者に対する措置をあわせて行った。

事案	対象者	措置内容
(2)	総務部 部長職 50代	口頭による嚴重注意
(3)	上下水道部 部長職 50代	口頭による嚴重注意

### 3 その他

上記1の事案(2)に関しては、処分対象者2人のほか、関係する職員2人に対してそれぞれ文書訓告を行っています。

上記1の事案(3)については、本市水道事業における処分となります。

以 上